

居宅介護及び同行援護事業運営規程

平成24年9月1日

一般社団法人コミュニケーションセンターかしわ

(事業の目的)

第1条 一般社団法人コミュニケーションセンターかしわが設置する訪問介護ステーションこみせん（以下「事業所」という）において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護及び同行援護（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者（以下「訪問介護員等」という。）が、障害者等（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護等事業の運営方針は以下の通りとする。

- (1) 居宅介護等事業にあたっては、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、同行援護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行う。
- (2) 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村又は指定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との連携に努める。
- (3) 前2項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。

(虐待防止に関する事項)

第3条 訪問介護ステーションこみせんは一般社団法人コミュニケーションセンターかしわの計画に従い虐待又は、その再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を設備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーションこみせん
- (2) 所在地 千葉県柏市柏6-10-22

(職員等の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員等及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員等に対し、法令等において規定されている居宅介護等事業の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、居宅介護等事業の計画を作成し若しくは必要に応じて当該計画を変更し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等事業の利用の申込みに係る調整、職員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 訪問介護員等 常勤換算方式にて2.5名以上

訪問介護員等は、居宅介護等事業の提供にあたる。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、第4火曜日・祝祭日・年末年始を除く

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土日・年末年始は応相談

(4) サービス提供時間 午前6時から午後10時までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、メール等により、休日においても連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等の提供する主たる対象者)

第7条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(居宅介護等の内容)

第8条 事業所で行うサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護等の計画の作成

(2) 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ 通院等の介助

キ その他必要な身体の介護

(3) 家事援助に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

(4) 同行援護

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 サービスを提供した際には、利用者等からそのサービスに対する利用者負担額の支払を受ける。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際は、支給決定障害者等から市町村が定める当該居宅介護等事業に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（以下「費用基準額」という。）の支払を受ける。

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、通常の事業実施地域を超えてから要したその実費を利用者等から徴収する。なお、この場合、事業者の自動車等を使用したときは、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を超えてから自動車の場合1kmにつき20円、原動機付自転車の場合1kmにつき10円とする。

(2) 通常の事業実施地域を超えてから往復を計算し、1km未満の端数は小数点第一位までとする。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得る。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付する。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に事業所が提供するサービス等を受けたときは、当該居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等に係る費用基準額から法第29条第3項（法第31条の読替適用を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定する。この場合において、事業所は利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス提供事業者等に通知する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、柏市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 現にサービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(苦情解決)

第13条 利用者等並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口、苦情解決責任者を設置する。

2 提供したサービス等に関し、法第の規定により千葉県または市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して千葉県または市町村が行う調査に協力するとともに、千葉県または市町村からの指導、助言を受けた場合に

においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 当事業所は、千葉県または市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。
- 4 当事業所は、提供した指定訪問介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 居宅介護等事業において社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（事故処理）

第 14 条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市や介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（研修）

第 15 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修を年 2 回設けるものとし、業務体制を整備する。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 遵守事項

- 1 （職場のパワーハラスメントの禁止）

職務上の地位や人間的などの職場内の優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の従業者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

- 2 （セクシャルハラスメントの禁止）

性的言動により、他の従業者に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

- 3 （妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止）

妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する言動により他の従業者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

- 4 （その他あらゆるハラスメントの禁止）

第 16 条 1 から 3 までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスメントにより、他の従業者の就業環境を害するようなことをしてはならない。

第 17 条 職員等は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持する。

- 2 職員等であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員等との雇用契約に盛り込む。
- 3 事業所は他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得る。
- 4 事業所は、職員等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者等に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日か

ら5年間保存する。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人コミュニケーションセンターかしわと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(運営委員会)

第18条 当事業所は、「感染症・災害対策」「リスクマネジメント対策」「虐待防止対策」「ハラスメント対策」「認知症にかかる取組みの推進」など現状に合わせて必要な対策を講じるために、それぞれに運営委員会を構成し委員会を開催する。その中で、指針の整備や計画の策定等を検討し、その結果に基づき従業者に対して研修や訓練を実施する。

附則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

(改訂)

平成25年1月7日 第6条(1)(2)(3)(4)、第7条(1)、第8条(2)(4)、第9条の3 改定

平成25年4月1日 第9条の3 改定

(附則)

この規程を改訂し、平成25年8月1日から施行する。

(附則)

この規程を改訂し第17条を定め令和3年10月1日から施行する。

(附則)

この規程を改訂し、令和5年6月1日から施行する。

(附則)

この規程を改訂し、令和6年6月1日から施行する。